

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 渡邊 剛
【住所又は本店所在地】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成29年8月29日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	オンキヨー株式会社
証券コード	6628
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所(JASDAQ市場)

【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(ケイマン諸島法人)
氏名又は名称	エボリューション・テクノロジー・メディア・アンド・テレコミュニケーションズ・ファンド (Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島グランドケイマンKY1-9005、ジョージ・タウン、エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレート・サービス(ケイマン)リミテッド
事務上の連絡先及び担当者名	〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 山本 真裕
電話番号	03-6888-1000

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	平成29年8月17日
訂正箇所	下記参照

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成29年6月19日	株券(普通株式)	235,000	0.24	市場内	処分	
平成29年6月20日	株券(普通株式)	247,700	0.26	市場内	処分	
平成29年6月21日	株券(普通株式)	294,100	0.30	市場内	処分	
平成29年6月22日	株券(普通株式)	3,200,000	3.31	市場外	取得	借株
平成29年6月23日	株券(普通株式)	3,200,000	3.31	市場内	処分	
平成29年6月26日	株券(普通株式)	1,000,000	1.04	市場外	取得	借株
平成29年6月26日	株券(普通株式)	1,000,000	1.04	市場外	処分	借株の返還
平成29年8月4日	株券(普通株式)	1,000,000	1.04	市場外	取得	借株
平成29年8月17日	新株予約権証券	10,000,000	10.35	市場外	取得	0.2336(第三者割当による取得)

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成29年6月19日	株券(普通株式)	235,000	0.24	市場内	処分	
平成29年6月20日	株券(普通株式)	247,700	0.26	市場内	処分	
平成29年6月21日	株券(普通株式)	294,100	0.30	市場内	処分	
平成29年6月22日	株券(普通株式)	3,200,000	3.31	市場外	取得	借株
平成29年6月23日	株券(普通株式)	3,200,000	3.31	市場内	処分	
平成29年6月26日	株券(普通株式)	1,000,000	1.04	市場外	取得	借株
平成29年6月26日	株券(普通株式)	1,000,000	1.04	市場内	処分	
平成29年8月4日	株券(普通株式)	1,000,000	1.04	市場外	取得	借株
平成29年8月17日	新株予約権証券	10,000,000	10.35	市場外	取得	0.2336(第三者割当による取得)

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

大臈直人より借株4,000,000。
オーエス・ホールディング株式会社より借株4,000,000。

発行者と提出者は2017年8月17日付の新株予約権の第三者割当に関して、割当契約を締結した。同契約に基づき、提出者は、行使期間中、一定の条件が充足された場合に、新株予約権の全部を行使することを約束している(コミット条項)。また、同契約に定められた一定の条件が満たされた場合、上記のコミット条項は消滅する。また同契約では、暦月あたりの新株予約権行使数量が一定数を超えることとなる場合には発行者がその行使を制限することができる旨の規定、及び1日当たりの新株予約権行使数量を制限する旨の規定がある。

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

大臈直人より借株4,000,000。
オーエス・ホールディング株式会社より借株5,000,000。

発行者と提出者は2017年8月17日付の新株予約権の第三者割当に関して、割当契約を締結した。同契約に基づき、提出者は、行使期間中、一定の条件が充足された場合に、新株予約権の全部を行使することを約束している(コミット条項)。また、同契約に定められた一定の条件が満たされた場合、上記のコミット条項は消滅する。また同契約では、暦月あたりの新株予約権行使数量が一定数を超えることとなる場合には発行者がその行使を制限することができる旨の規定、及び1日当たりの新株予約権行使数量を制限する旨の規定がある。